

令和3年度普通会計決算認定特別委員会

令和4年10月18日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

立川委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

松林警察本部長

令和3年度決算に係る主要施策の実施状況及び決算の概要につきまして、お手元の説明資料により御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和3年中、県警察では、安全・安心を誇れる徳島県の実現を運営指針として、五つの運営重点に基づき、各種施策を推進いたしました。

第1は身近な犯罪の抑止です。

昨年中の刑法犯認知件数は2,362件と過去最多であった平成15年の約19パーセントまで減少する一方、DV、児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移いたしました。良好な治安を確保するためには、地域住民の方々や防犯ボランティア団体の協力が必要不可欠です。県警察では、関係機関・団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進いたしました。

特に、DV、児童虐待等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、引き続き、関係機関団体と連携の上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年中の殺人や強盗等の重要犯罪の検挙率は92パーセントでした。

重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入したほか、現場における鑑識活動を徹底して早期解決に努めました。高齢者をはじめ幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、被害件数は39件と一昨年に比べ13件増加し、被害総額につきましても約1億3,022万円と約3,858万円増加いたしました。

この種の犯罪は、全国を舞台として組織的に敢行されるケースが多いことから、引き続き、首都圏を中心に捜査員を派遣するなど、実行犯の検挙に向けた捜査を進めるとともに、タイムリーな情報発信や金融機関等との連携による声掛けなど、被害防止に向けた取組にも努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止であります。

昨年中の交通事故死者数は32人と、一昨年に比べ12人増加し、人口10万人当たりの死者数が全国ワーストとなりました。

昨年の死亡事故の主な特徴といたしましては、歩行者が犠牲となる事故や夜間における事故が大幅な増加を見せました。年末には登校中の児童が犠牲となる痛ましい事故も発生したところです。

県警察では、こうした交通事故の実態を踏まえ、関係機関・団体との連携による歩行者の安全確保，人優先の安全意識の浸透に向けた安全教育の推進，重大事故に直結する飲酒，暴走等の悪質，危険な違反の指導取締り，交通の安全と円滑に資する安全施設の整備等，総合的な対策に努めてまいります。

2ページをお開きください。

第4は大規模災害，テロ等への対処です。

昨年は，関東地方で多くの犠牲者を出した豪雨災害が発生したほか，本県においても県南部を中心とした線状降水帯の形成を伴う豪雨により浸水被害が発生しました。

県警察といたしましては，自治体や関係機関との情報交換や実践的な訓練を重ね，南海トラフ巨大地震や集中豪雨等，あらゆる事態に迅速かつ的確に対処できるよう諸対策を進めているところです。

また，東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては，県内で行われた聖火リレーに伴う警戒警備に従事したほか，首都圏の大会会場等に警察官を派遣するなど，全国警察一丸となってテロ対策に努めました。

第5は組織基盤の強化です。

令和3年3月から徳島中央警察署新庁舎の供用を開始しました。

新庁舎は徳島市の治安を守る拠点として，更には新防災センターとしての役割を担うものであり，その機能が最大限に発揮できるよう万全を期しております。

また，地域警察再編計画に基づく交番，駐在所の再編状況につきましては，本年4月に三好警察署三加茂交番の運用を開始し，県内全ての警察署に24時間対応できる交番を設置しました。

引き続き，変化する治安，地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえ，組織体制の見直しや業務の合理化等を進めてまいります。

また，新型コロナウイルス感染症対策につきましては，基本的な感染予防と感染拡大に留意するとともに，バックアップ体制を確立するなど，業務の継続に支障を及ぼすことのないよう配慮してまいります。

3ページをお開きください。

主要事業の内容及び成果については，それぞれ記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

歳入歳出決算額について，御説明申し上げます。

まず，（1）の歳入決算額ですが予算現額17億4,736万円に対しまして，収入済額は使用料及び手数料等総額15億5,862万4,590円となっております。

なお，収入未済額の6万5,000円につきましては，放置違反車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものです。

続きまして，（2）の歳出決算額ですが，予算現額221億3,237万3,000円に対しまして，支出済額は，人件費や施設整備費，その他活動費で総額216億3,063万6,861円となっております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

説明資料では約6億6,000万円で交通安全施設整備が行われています。この事業の概要について説明を願います。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

交通安全施設整備事業についてですが、交通安全施設整備事業は、安全で円滑な交通環境を確保するため、交通安全施設の計画的な更新をはじめ、信号機、道路標識等の新設、維持管理等を実施するものでございます。

令和3年度の主な事業は、警察本部の交通管制センター中央機器の一部更新、信号機の新設や信号機の改良、車両用灯器のLED化、道路標識、道路標示の新設、改良などを実施したところでございます。

福山委員

LED信号機は視認性が高く、非常に有効な安全対策だと思います。県内におけるLED信号機の令和3年度末の整備率と、県内の信号機が全てLED化される時期の見込みについて教えてください。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

信号機のLED化についてです。

信号機のLED灯器は、従来の電球式と比べまして視認性が良いなどの利点があることから、本県においては、車両用灯器は平成6年度から、歩行者用灯器は平成17年度からLED化を進めているところでございます。

令和3年度末現在で、車両用灯器は、県内7,988灯のうち7,551灯をLED化し、その進捗率は94.5パーセントとなっております。歩行者用灯器は、平成25年度までに県内6,324灯の全てをLED化しております。今後、車両用灯器の残り437灯の全てについて、可能な限り早期にLED化を進めることとしております。

福山委員

信号機の設置については、県民から要望として私の元にも届いております。

もちろん、信号機には設置基準があると思いますし、限られた予算内で優先順位を付けつつ、交通実態や関係機関との兼ね合い等を含め、総合的に検討し、整備の可否を判断していることと承知しています。

一方で、県民の安全・安心のためにも、一番利用している地元住民からの強い要望のある場所への信号機の整備については積極的に取り組んでもらいたいと考えます。

そこで、新設道路以外における信号機の設置要望に対して、県警察はどのような対応をしているのか教えてください。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

県警察におきましては、住民の方などから信号機の設置要望が寄せられました場合、その要望理由を確認しました上で、現地に赴き、道路や交差点の形状、歩道やガードレールなど他の交通施設の整備状況、交通量等を調査し、かつ、当該場所における交通事故の発生状況を過去に遡って調査いたします。

その調査結果に基づきまして、多角的な分析を行い、そもそも信号機を設置できる場所であるかどうか、設置可能であっても交通の安全確保と円滑化の両面から信号機を設置する必要があるかどうか、総合的に検討を行います。そして、信号機の設置が可能で、かつ、必要と認める場合には早期設置を進めてまいります。信号機の設置が物理的に不可能である場合や明らかに設置の必要がないと認める場合につきましては、要望の趣旨を踏まえつつ、事故防止の観点から、設置に代わる手段として、一時停止等の交通規制を実施したり、道路管理者と協議し、路面のカラー舗装など視覚に訴える施設整備を促したりするなどの措置を講じております。また、設置に至らなかった場合は、要望のありました住民の方などに対しまして、設置できない理由や代替措置について納得が得られるよう十分説明することとしております。今後も、信号機の設置要望に対しましては、適切に対応してまいりたいと考えております。

福山委員

先般、徳島環状線で信号機のない横断歩道を渡っていた男性が、軽自動車にはねられてお亡くなりになるという痛ましい事故が起きました。事故発生場所は、県道と市道の合流付近に横断歩道がある上、1日を通して交通量が多く、中にはかなりのスピードの車もいるなど、高齢の方や小さなお子さんがいる保護者の方からは、危なくて横断できないので押しボタン信号を付けてほしいなどと、これまでも信号機の設置を求める声が度々上がっていたところでした。

繰り返しになりますが、交通安全施設の整備に関する要望については、全てに対応できるものではないと十分理解しています。しかしながら、安全安心を確保するということは警察本来の役目であり、財政事情等にかかわらず、工夫を凝らした形で交通安全施設の整備を進めていかなければならないと考えます。

今、申したように多くの地元住民が求める場所には、是非とも前向きな整備に努めてもらいたいと要望し、質問を終わります。

達田委員

何点かお尋ねしたいと思います。

県民が安全安心に暮らせるという大事なお仕事である警察なんですけれども、その警察の働き方といいますか、職場環境の状況がどうか、本当に気持ちよく働けているのかとい

うことが問われていると思うのです。

先日、徳島新聞や読売新聞などで、パワハラ、セクハラ、飲食店で泥酔して女性客を殴るとか、次々と事案が報道されているのです。一体どんなになっているのかなどの思いで読んでおります。

不適正な事案の再発防止策ということでお尋ねします。

令和3年度、不適正事案の件数というのは全部で幾らあったのか。その後、この反省を生かして、4年度はどうなっているのか、お尋ねいたします。

日浦首席監察官

令和3年中の不適正事案による処分件数は8件9名で、懲戒処分が1件、監督上の措置が7件となります。処分の理由は、情報漏えいが1件、拳銃の不適切保管が1件、パワー・ハラスメントが1件、速度超過による道路交通法違反が3件、不適切交際が1件、不適切言動1件でございました。

次に、令和4年10月現在の不適正事案による処分件数は8件11名で、全て監督上の措置となりました。処分の理由は、拳銃の不適切保管が1件、捜査懈怠^けが1件、パワー・ハラスメントが1件、セクシュアル・ハラスメントが1件、速度超過による道路交通法違反が2件、飲酒上のトラブルが2件となっているところでございます。

達田委員

3年度でいろいろ起きたときに指摘されたと思うのですけれども、4年度も減らないで、同じようにといたしますか、返って増えているということなんです。再発防止策と言われているのですけれども、本当に真剣に防止をしていかなければいけないと思うのです。この現状をどのように捉えて、どのように取り組んでおられるのでしょうか。

日浦首席監察官

委員の御指摘のとおり、令和4年の不適正事案による処分件数は、10月現在で昨年と同数、処分者数は昨年を上回る状況でございます。処分の理由については、職務遂行上や私生活上における規律違反行為が要因となっているところです。不適正事案の未然防止や再発防止に向けた取組は県警察として極めて重要な課題であると認識しております。

今後も引き続き、職員の身上を的確に把握して必要な指導を行うとともに、職務倫理教養を徹底し、組織を挙げて再発防止に努めてまいります。

達田委員

この中で、うっかりしていたという事案もありますけれども、特にハラスメントの事案が続発しているということなんです。ハラスメントといいますと、パワハラとかセクハラとかがございますけれども、なぜこのようなことが起きるのかということを根本的に問題解決していかないとなかなか変わらないと思うんです。

実は、以前の総務委員会のお尋ねしたことがあるんですけれども、パワハラなどは一般の職員への教育、啓発はもちろん大事ですけれども、やはり上層部の方、責任のある方がちゃんと学んでいくということが大事じゃないですかと申し上げました。そういう

啓発や学習について、上に立つ方がちゃんとやっているのかどうかということ、その点はいかがなんでしょうか。

日浦首席監察官

委員の御指摘のとおり、今年度に入りまして部下を指導すべき立場の幹部職員によるハラスメント事案が連続して発生したことについて、大変重く受け止めているところでございます。

ハラスメントは、職員の勤務意欲や勤務環境に多大な影響を与えることから、組織としてはハラスメントの絶無を図るべきと認識しております。

県警察では、これまで警察署長会議などの各種会議や研修会での指示のほか、全職員を対象とした巡回指導、部外講師による部下とのコミュニケーションに関する講習などを実施し、ハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいりましたが、いまだに一部の職員には十分浸透していなかったものと考えております。

今後も、職員一人一人の意識改革を図るため、これまでの取組を一層推し進めることに加えまして、あらゆる機会を通じて、幹部をはじめとした全職員に対する指導教養を粘り強く行いまして、再発防止に努めてまいります。

達田委員

そういう職場環境でありますと、やはり毎日、仕事に行くのが嫌ということもあるかと思うのです。知事部局でもお尋ねしましたけれども、メンタルの不調に陥る方もいらっしゃるということなんです。警察ではどういう状況なんでしょうか。

田中警務部参事官警務課長

精神疾患を理由に30日を超えて長期に休暇又は休職した職員についてでございます。

休暇等に至った背景については様々なものと承知しておりますけれども、人数を申し上げますと、令和2年度は7名、令和3年度は5名、今年度9月末現在で2名となっているところでございます。

達田委員

こうしたメンタルの不調の方の原因を、どういうふうに解決しているのでしょうか。

田中警務部参事官警務課長

メンタルヘルス対策でございます。

県警察におきましては、全ての職員が健やかに、また、生き生きと働くことができますように、メンタルヘルス不調の未然防止、早期発見と適切な対応、職場復帰の支援等に取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、職員が職務執行などに伴う心身の疲労を過度に蓄積し、心の健康を損なうことがないよう産業医、保健師による巡回指導や精神科医によるカウンセリングを実施しておりますほか、各所属で指定いたしておりますピアサポーターによる不安や悩

みを抱える職員に対する支援，ストレスチェック，職場復帰時における産業医のフォローアップなどを実施してございます。

このストレスやメンタルヘルス不調の背景につきましては，昇任による役割，地位の変化，上司や部下との対立，ハラスメントなどの人間関係のトラブル，長時間労働や人事異動などによります仕事の質，量の変化など，様々な要因があると言われておりますことから，引き続き，こうした職場環境における課題を適切に把握いたしまして，実態に即した対策を講じてまいりたいと考えてございます。

達田委員

家庭内のもめ事であるとかいろいろなことに立ち入っていかなければならない，暴力やDVの解決とかにも相談に乗らないといけないといろいろとあると思います。県民の皆さんの悩みを聞いて，それで気持ちの優しい方はメンタル不調になっていくということもあると思うんです。その上に職場環境が悪いと，何でそんなことも分からんのやというようなことを言われると余計におかしくなってしまうということがあると思います。今までは，しごいたらその人が成長するというような考えがあったと思うんです。

しかし，そうじゃなくて，この問題を一緒に考えていこうという環境づくりといいますか，皆が成長していけるような環境づくりをしないとパワハラといったハラスメントはなくなっていくかと思うんです。ですから，上司の方の意識改革が本当に大事だと思います。この際，本当に働きやすくて県民が安心できる職場になっていただきたいと思います。その点，お願いしておきたいと思います。よろしくお願いたします。

それと2点目なんですけれども，令和3年度も徳島中央警察署整備事業が行われておりました。適切な維持管理とか運営を実施したということなんですけれども，2億4,000万円の決算になっているかと思えます。この額というのは，飽くまで令和3年度の額ですけれども，徳島中央署には非常にお金が掛かっているわけです。当初の設計段階から支払ってきた金額というのは全体で幾らになるのでしょうか。

富永拠点整備課長

徳島中央署の建て替え費用についての御質問を頂きました。

PFI手法を採用いたしました徳島中央警察署庁舎整備事業におきましては，新庁舎の設計，建設，維持管理や旧庁舎の解体工事に加えまして，警察本部庁舎の維持管理業務も一括して，株式会社徳島県警PFIサービスと契約しており，現在の契約金額については，税込みで80億2,154万4,618円となっております。その内訳につきましては，設計，建設業務などの施設整備業務費といたしまして61億2,826万9,242円，庁舎の維持管理業務費といたしまして18億9,327万5,376円となっております。

達田委員

私どもは，PFI事業に関しては，地元の業者が地元の仕事でありながら，もうけさせてくれるようなものには入らせてもらえないというようなことで，PFIそのものが制度としておかしいのではないかとということで指摘してきたところなんです。この維持管理に関しましても，いろいろな会社が入ってきてまして維持管理しているということなんですけ

れども、これが果たして安上がりでいいという状況でいいのかということもあると思います。決して安くはないと思うのですけれども、費用に関しては業者の言いなりで多く払ってきたのではないのかなという疑問もあるのです。杭が足りなかったんで杭を打ちますとかダイオキシン除去をせないかんのですとか、後から後から次々と出てくるというわけなんです。先ほどお伺いしましたが、80億円を超える支払金額が妥当かどうかという検証も必要あるかと思うのです。

今の段階でPFI手法によるやり方は見直す必要があると思うのです。見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

富永拠点整備課長

委員のほうからお話を頂きました契約変更は、当事業において6回の変更契約を行ってまいりました。現在の契約金額につきましては、先に申しましたように80億2,154万4,618円となっております。

これにつきましては、入札公告時の予定価格が約87億円となっており、これと比較いたしましても約7億円の縮減効果が認められるところでございます。これにつきましては、入札による競争原理が働いたことはもとより、設計、建設、維持管理を一括発注でありますとか、バンドリングによる維持管理用務の効率化等、民間ノウハウを活用したPFI事業の効果であるという認識をしております。

また、今後のPFI事業につきましての御質問も頂いております。

県警察におきましては、警察署や交番、駐在所、宿舍等多くの施設を管理しております。施設の老朽化対策が大きな課題の一つとなっております。今後、施設の長寿命化を図りながら、整備が必要な施設につきましては計画的に事業を進めていく必要がございます。ただし、施設整備には多額の経費が伴うところでございまして、その実現に向けては、コスト縮減に努めながら、よりクオリティーの高いものとなるよう、様々な整備手法を検討する必要があると考えております。PFI手法につきましては、民間資金やノウハウの活用によりまして、質の高いサービスを提供する上で有効な方法の一つであると認識しております。

徳島県におきましても、徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程におきまして、10億円以上の工事につきましては、PFI手法の活用を検討することがうたわれておりますほか、徳島県公共施設等総合管理計画におきましては、PFI手法等の導入件数を3倍以上にするなどの目標が掲げられているところでございます。

県警察といたしましては、これらの規程やこれまでのPFI事業の整備効果等を踏まえまして、事業規模等に応じて必要な検討を行い、県内企業の受注機会の確保等、様々な点に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

達田委員

PFI事業につきましては、県外の手ゼネコンをもうけさせていく制度だということで私どもは批判をしてまいりました。国の方針でもあるわけなんです。だからといって、はいはいと従っていくというようなやり方については承知できないと考えております。

小さな地域の交番とかの建て替えであっても地元の業者に頼めばいいわけなんです。一

一つは安いですから、それを幾つもまとめて大きな金額にしてPFIにしていって大きな会社に頼むという状況を作ってきたわけなんです。こういう前例が県全体に広がってはいけないと私は思っております。ですから、地元の小さな仕事は地元の業者をお願いする。難しい建物じゃないですからね。地元の建設業者が請け負えるような状況を作っていたいただきたいという思いでございます。

老朽化した施設を建て替えるにしろ、また新たに建てるにしろ、PFIでやって、中心は県外の大手ゼネコンで、地元の業者は下請、孫請というのは変えていってほしいという思いです。お願いして終わります。

古川委員

1点だけ教えてほしいことがあります。

先ほど本部長の説明の中でもDVとか児童虐待の事案が高い水準で推移しているという話もありました。最近、福祉現場の方から警察の協力がほしいという声が割と聞こえてきます。DV、児童虐待に限らず情緒不安定な方のお世話をしたりもしておりますので、そういった声が増えてきているような気がしております。特にOBの方に相談役とかになってもらえないだろうかみたいなことを聞きます。

今、OBの方の社会活動の現状とか再就職など、分かる範囲で教えていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

OBの人材活用ということでございます。

警察については、特殊な業務を担っておりまして、在職中に培った知識、経験、能力等を退職後に活用いただくということは非常に有効なものであると考えてございます。

ただ、再就職につきましては、互助会内にございます人材バンクのほうで仲介等を実施してございまして、詳細については把握してございません。聞き及んでいる状況でございますと、例えば県民局の児童相談所等にOBの方が勤められて在職中に培った人身安全事案でのノウハウを活用しているということも聞いてございます。今後、例えばOBの紹介でありますとか派遣の御依頼等がございましたら人材バンク又は警察本部でも検討してまいりたいと考えてございます。

古川委員

警察のほうも人材バンクというのがあるわけですね。看護師さんも保育士さんなど人手不足のところという感じはあるのですけれども、分かりました。

これも分かる範囲で結構なんですけれども、人材バンクに登録されている方をお願いしたい場合は、アプローチする側の制約があるのかどうかと、退職した方が大体どれくらい登録されているのか、分かりますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

人材バンクへの雇用の依頼については特に制限等はございません。人材バンクの職員におきまして、そのOBの能力等々を比較衡量して紹介させていただいていると承知してご

ございます。ちなみに、年にもよりますけれども、退職する警察官が多い年でしたら50人ですと、30人だったりとまちまちとなっているところでございます。

古川委員

人材バンクへの需要といたしますか、申込状況みたいなものの資料はありますか。

田中警務部参事官兼警務課長

申し訳ありませんが、その資料については持っておりません。

古川委員

また教えてください。終わります。

吉田委員

御説明いただいた五つの主要施策の中の1番目の身近な犯罪の抑止についてお伺いします。

この中で、徳島県犯罪被害者等支援条例を踏まえて取り組んだとあるのですが、この条例は令和3年4月施行ということで、これについて令和3年度はどのように取り組んだのか。条例がなかったときと何が変わったのか、御説明をお願いします。

船本警務部理事官

条例に関する御質問でございます。

犯罪の被害に遭われた方、御遺族の方が必要とされる支援については、警察活動や刑事手続に関するものだけではございません。経済的支援でありますとか医療など様々で多岐にわたるものであることから、警察、関係機関・団体が一体となった総合的な取組を推進して、更なる被害者支援の充実を図る必要がございます。

このため、令和3年4月に徳島県犯罪被害者等支援条例が施行されたものと認識してございます。この県条例に基づきまして、令和3年4月に犯罪の被害に遭われた方、御遺族の方の支援に関します基本方針や具体的な施策を体系的に整理いたしまして、支援の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に徳島県犯罪被害者等支援推進計画が策定されました。

県警察におきましては、徳島被害者支援センターとの連携を強化して、事情聴取や病院、公判等への付添いの支援、相談を受理させていただく際に被害に遭われた方等の御負担を少しでも軽減させていただくため、あいノートという冊子を作成、配布させていただくなど、各種の支援を行ってきたところでございます。

また、犯罪の被害に遭われた方、御遺族の方が戸惑うことなく弁護士に法律相談ができるようにするため、本年3月15日、県警察と徳島弁護士会との間において、犯罪被害者等への支援の連携に関する協定を締結して法律相談を行うほか、公判への被害者参加などのサポートを行っているところでございます。

そのほか、県警察では犯罪の被害に遭われた方等の経済的負担を軽減するため、傷害などの身体犯や性犯罪の被害に遭われた方に対します医療費や診断書料、カウンセリング費

用、ハウスクリーニング費用などについて、既に公費支出により支援をさせていただいているところですが、更なる負担軽減を図るために、身体犯被害者等の一時避難に係る公費負担制度の新設、カウンセリング費用の上限増額、ハウスクリーニング費用の上限撤廃を実施する予定といたしております。

吉田委員

計画に基づいて支援センターとの連携を強化したり、あいノートの作成、配布、弁護士会との協定を新たに結んだり経済的負担の上限も撤廃して更に支援をするということで、この条例が起きた取組をしていただいていると思えました。

最後におっしゃいました犯罪被害者給付金の額が令和3年はどのくらいの額だったのか、また過去3年くらいの金額が分かりましたらお願いします。

船本警務部理事官

犯罪被害者等給付制度と申しますのは、殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた被害者の御遺族や、重傷病を負われたり身体に障がいが残った被害者の方に対しまして、国が給付金を支給するというもので、昭和56年に施行され、都道府県公安委員会がその手続を行っているものでございます。

給付金には、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の三つの種類があり、過去3年間の裁定件数と給付額については、令和元年度は障害給付金が1件で約246万円の給付、令和2年度は遺族給付金が2件約229万円の給付、令和3年度は重傷病給付金が1件約8万円を給付しているというところでございます。

吉田委員

私の先ほどのコメントはちょっと間違っていたみたいで、犯罪被害者給付金というのは、重大な犯罪の被害に遭われた方への給付金ということで、今おっしゃってくださったような金額が過去3年間支払われているということで了解しました。

先ほどの質問に戻りますけれども、犯罪被害者等支援条例に基づいて、この趣旨を踏まえて今後とも有効な取組をお願いしたいと思えます。

あともう一つなんですけれども、県警察の働き方改革についてお伺いいたします。

働き方改革については、私のすごく身近なところでも教職員や医療従事者の本当に過酷な働き方の実態がありまして、様々な分野で官民間問わずに働き方改革が近年実施されているところです。そんな中、県外なんですけれども、30代の刑事さんを知っているのですが、長時間労働がたまってすごく重大な病気になられたということがありまして、警察の方でも本当に大変なんだなという実態が見えてきております。どのような働き方改革の取組を令和3年度されてきたかということをお伺いします。

船本警務部理事官

働き方改革についての御質問でございます。

県警察におきましては、職員が心身ともに充実した状態で勤務し、職場において意欲と能力を存分に発揮できるよう、長時間労働の抑制や柔軟な働き方の推進、業務の合理化、

効率化など働き方改革に取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、組織の再編や職員の適正配置による業務量の平準化など、これまで実施した警察署の統合、留置管理業務の集中運用、また、引き続き段階的に実施している交番、駐在所の再編等については、スケールメリットを生かした業務運営により、夜間休日の出勤や緊急呼出しの軽減を実現しており、働き方改革につながっているものと認識をしております。

また、令和3年度中については、電子決裁やウェブ会議など、デジタル化の推進による業務の合理化、効率化を図るとともに、時差出勤やテレワークなど、職員の多様な働き方に資する取組を引き続き推進いたしました。またこのほか、記念日や子供さんの行事に参加するためのファミリー休暇などの各種休暇の取得促進などを行いました。

引き続き、全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境の整備を進め、ワークライフバランスの実現に努めてまいります。

吉田委員

働き改革について、組織の再編であるとか運営のやり方を考え直したりしているということで、成果も少し見えてきている感じですが、ファミリー休暇もできたということですね。具体的に残業時間がこれだけ減ったという数字があれば教えていただきたいのですけれども。

立川委員長

小休します。（11時18分）

立川委員長

再開します。（11時18分）

田中警務部参事官兼警務課長

職員一人当たりの1か月平均の超過勤務時間について御説明いたします。

令和3年度については、警察職員一人当たり1か月の平均超過勤務時間は約28.9時間でございます。その前年、令和2年度は27.7時間、さらに前年は29.0時間ということで、30時間弱くらいで推移している状況でございます。

吉田委員

3年間、月平均27時間から29時間ということで、60時間以上というような平均ではないということで少し安心したんですけれども、もし分かれば、80時間以上勤務してらっしゃる方の割合があれば教えてください。

田中警務部参事官兼警務課長

警察職員の月80時間を超える超過勤務時間の状況でございます。

令和元年度が98人、令和2年度が78人、令和3年度が108人でございます。これは延べ人数でございます。

吉田委員

3年間、大体横ばいで80時間以上の方は増えているということでちょっと心配になってきます。

先ほど説明いただいた働き方改革がきちんと、達田委員のお話にもありましたけれども、メンタル不調の要因の一つが長時間労働になっているとも思いますので、働き方改革を今後ともしっかり進めていただいて、80時間以上の方が減ってくるように、大変だと思いますけれどもお願いしたいと思います。この人口減少の時代にいろいろな大事な職業のなり手不足が言われていますので、県民の安全・安心を守る県警察の大事なお仕事も将来そうならないようにしっかりしていただきたいと思います。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時21分）